

第2次志賀町地域福祉活動計画

社会福祉法人 志賀町社会福祉協議会

はじめに

社会福祉法人 志賀町社会福祉協議会

会 長 尾 崎 隆 一



志賀町社会福祉協議会では、「みんながふれあい 安心して暮らせる 助け合いのまち」を基本理念として、平成26年3月に第1次志賀町地域福祉活動計画を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいりました。この計画は、志賀町の現状や課題を把握するためにアンケート調査や各地区での住民座談会を通して、多くの住民の皆様からご意見をいただきながら策定されました。

国では、介護、障がいなどの分野や制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民をはじめ、福祉関係者や行政などが『我が事』として参画し、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく『地域共生社会』の実現を目指して改革を行っていくこととされました。

そこで、第1次計画の取り組みを踏まえ、志賀町における地域共生社会の実現を目指して、第2次志賀町地域福祉活動計画を策定いたしました。第2次計画では、第1次計画の基本理念や基本目標を引き継ぎながら、取り組みの見直しや新たな項目を加えて取りまとめております。今後は、この計画に基づいて住民の皆様をはじめ、福祉関係者や関係機関との協働によって、地域福祉を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にご尽力いただきました策定委員をはじめ、関係各位の皆様にご心より厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	地域福祉とは	1
3	地域福祉活動計画とは	1
4	計画の位置づけ	2
5	計画の期間	2

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	3
2	計画の基本目標	3
3	計画の体系	4

第3章 施策の展開

1	【基本目標1】人づくり	5
2	【基本目標2】地域づくり	7
3	【基本目標3】相談・支援づくり	11

参考資料	14
------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

志賀町社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる助け合いのまちづくりを目的として、平成26年度に「志賀町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

少子高齢化や核家族化が急速に進む中で、単身世帯や高齢者世帯は増加傾向にあり、地域における生活課題も複雑、多様化しています。ごみ出し、買い物や通院のための移動、社会的孤立など、制度の狭間にある課題も顕在化しています。

地域住民が、その地域にある課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、介護、障がい、子育てなどの課題をそれぞれの分野だけではなく、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉関係者、行政などが「丸ごと」つながることで、お互いに協力しながら課題を解決できる仕組みづくりに向けて、本計画を策定するものです。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、生活課題の解決に取り組む考え方です。

私たちは、家族や親族、近所の人や友人など、地域の中でさまざまな人と関わりを持ちながら暮らしています。また、日常生活を送るうえで、誰もが何らかの課題を抱える可能性や不安をもって暮らしています。

このような課題に対して、まずは個人や家族の努力で対応し（自助）、個人や家族では解決できない課題は住民同士の助け合いで対応（互助）できるような地域づくりが求められています。そして、介護保険のような社会保障制度（共助）、行政による公的な制度やサービス（公助）とも連携して解決に取り組み、誰もが住み慣れた地域で豊かにいきいきと暮らしていけるような仕組みづくりが求められています。

3 地域福祉活動計画とは

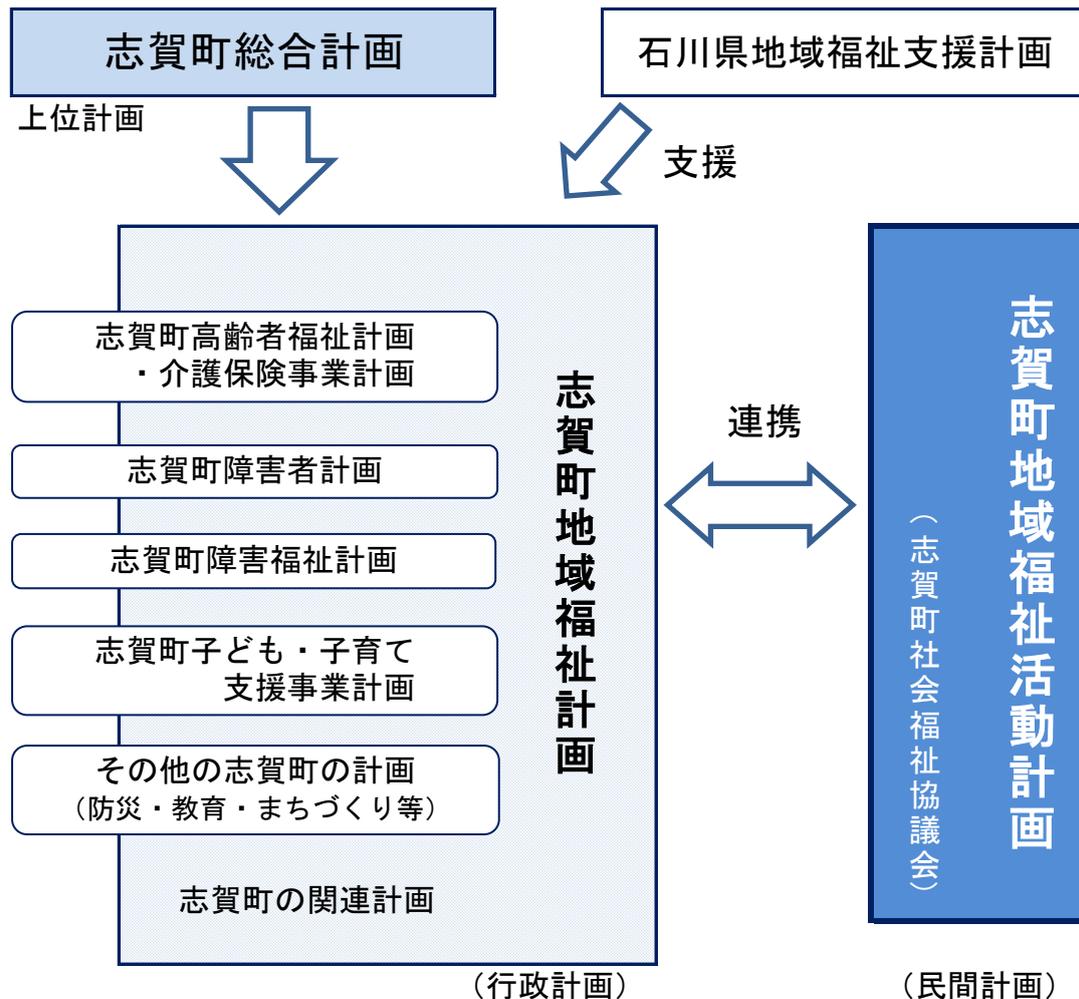
社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や区、民生委員・児童委員、ボランティア、地域福祉活動を行う団体や事業者が協力して、地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。

志賀町では、社会福祉法第107条に規定された地域福祉を推進するための行政計画として「志賀町地域福祉計画」が策定されていて、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を定めることとされており、また、石川県では社会福祉法第108条の規定に基づき、各市町の地域福祉計画の達成に資するため、石川県地域福祉支援計画を策定しております。

地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく地域住民の主体的な参加が求められており、志賀町地域福祉計画と連携協働し、それぞれの立場において担うべき役割を明確にして地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動計画の策定が必要になります。

4 計画の位置づけ

「志賀町地域福祉活動計画」は、志賀町が平成29年3月に策定した「第2次志賀町地域福祉計画」との整合性を図りながら、地域住民の主体的な参加を得て、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示すものです。この2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目的として策定されるものであり、お互いに連携することが重要です。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、期間の途中であっても、計画の進捗状況や志賀町地域福祉計画の見直しなどに応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

志賀町が策定した第2次志賀町地域福祉計画においては、基本理念は長期的な理念であり、目指すべき将来像として変わらないことから、第1次計画の基本理念である「地域の絆とふれあいを育み 誰もが安全で安心して暮らせるやすらぎのまち」を継続していくものとしております。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、お互いに連携して、住民の“自助”力を高め、“互助”の関係を築くとともに、地域住民、事業所、関係機関や団体、行政等の協働により、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指していくものです。

そこで、第2次志賀町地域福祉活動計画においても、第1次計画の基本理念である『**みんながふれあい 安心して暮らせる 助け合いのまち**』を継続していくものとします。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、次のように3つの基本目標を設定します。

【基本目標1】 人づくり

隣近所や地域とのつながりを大切にし、住民がお互いに助け合うために、福祉教育を通して福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動や地域での活動の積極的な参加を推進します。

【基本目標2】 地域づくり

住民がお互いに助け合う地域づくりのために、地域、事業者、関係機関や各種団体などの連携を深め、日頃の支え合いを推進するとともに災害時の支援体制の構築や子育て支援の充実を図ります。

【基本目標3】 相談・支援づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、情報提供体制を充実し、気軽に相談できる仕組みや関係機関の連携強化に努めます。社会福祉協議会は、効果的に地域福祉が推進されるよう機能強化に努めます。

3 計画の体系

基本理念

みんながふれあい 安心して暮らせる 助け合いのまち

基本目標

基本項目

実施項目

1 人づくり	①住民の福祉意識の高揚	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉意識の高揚 2. 児童・生徒の福祉教育の充実 3. 広報・啓発の推進
	②ボランティア活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア団体の活動支援 2. ボランティア養成講座の実施 3. ボランティアリーダーの養成・支援 4. 志っ張りサポート隊の養成 5. ボランティアのニーズ把握と情報提供
2 地域づくり	③地域ネットワークづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区を中心としたネットワークの構築 2. 隣近所のできる見守りや支援の推進 3. 事業者の協力による見守り支援体制の構築
	④災害時の支援体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織などによる避難訓練への参加 2. 住民同士の安否確認や避難支援体制の構築 3. 災害発生後の生活支援
	⑤子育て支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童虐待の防止 2. 児童委員の活動内容の周知 3. 学校と関係機関の連携強化
	⑥地域福祉活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. そくさい会の充実 2. 地域福祉推進チームの支援 3. サロン活動や交流活動の支援 4. 世代間交流の推進 5. 地域行事への参加促進
3 相談・支援づくり	⑦気軽に相談できる窓口づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民生委員・児童委員の活動内容の周知 2. 地域の相談窓口の設置 3. 総合相談所の窓口機能の充実 4. 相談員研修の推進
	⑧関係機関の連携強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健・医療・福祉関係機関の連携強化 2. 地域包括支援センターとの連携強化
	⑨社会福祉協議会の機能強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報誌「しかふくし」やホームページの充実 2. 福祉ニーズの把握と社会福祉協議会の役割の明確化 3. 専門性を高めるための人材育成

第3章 施策の展開

この章では、第2章の計画の体系で示した実施項目について、各項目を実施する担い手や取り組みの具体的な内容を示します。

担 い 手	住 民	：地域住民
	地 域 組 織	：区、公民館、各種団体等
	福祉関係者・団体	：民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体等
	事 業 者	：サービス事業者、町内企業
	役 場	：志賀町役場
	社 協	：社会福祉協議会

【基本目標1】 人づくり

人は誰でも周りの人々に支えられながら生活しています。隣近所や地域とのつながりを大切にし、住民がお互いに助け合うことができるように、福祉教育を通して福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動や地域での活動の積極的な参加を推進します。

基本項目① 住民の福祉意識の高揚

住民がお互いに助け合う関係をつくるためには、住民の福祉意識の高揚が大切です。地域住民はもちろん、学校などにおいて福祉体験講座などの福祉教育を行い、地域において社会的包摂に向けた福祉意識の高揚を推進します。

取り組み	内 容	担い手
1. 福祉意識の高揚	地域において、福祉体験講座、ボランティア体験、高齢者や障がいのある人、子どもとの交流事業を実施して、福祉意識の高揚を図ります。 また、社会福祉大会などにおける講演や研修を通じて、福祉教育の充実を図ります。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
2. 児童・生徒の福祉教育の充実	小中学校や高校で、「出前ぼらんていあ」や福祉関係団体との交流会を実施して、福祉教育の充実を図ります。また、ボランティア協力校や福祉協力校の指定により、ボランティアや地域福祉活動への取り組みを通じて福祉教育を推進します。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
3. 広報・啓発の推進	役場の広報「しか」や社会福祉協議会の広報誌「しかふくし」、ホームページなどを通じて、地域福祉に関する広報・啓発を推進します。	役 場 社 協

基本項目②

ボランティア活動の推進

誰でも自発的にボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進します。
 ボランティアニーズの把握とボランティアに関する情報提供を行うボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティア養成講座の開催、ボランティアリーダーや志っ祭りサポート隊の養成など、人材育成を推進します。

取り組み	内 容	担 手
1. ボランティア団体の活動支援	ボランティア団体が、相互に連携しながら継続的に活動できるように、ボランティア連絡協議会への支援を推進します。また、情報提供や広報誌「しからくし」による活動紹介を行うなど、活動支援の充実を図ります。	役社 場協
2. ボランティア養成講座の実施	傾聴ボランティアや災害ボランティアなどの養成講座を開催し、ボランティアの必要性や意義について理解を深め、ボランティア活動への参加を促進します。	役社 場協
3. ボランティアリーダーの養成・支援	ボランティア活動への取り組み方法、グループの育成及び運営の方法などの習得を目的とした研修会や講習会を開催し、ボランティアリーダーの養成に努めます。	役社 場協
4. 志っ祭りサポート隊の養成	高齢者宅のごみの分別、ごみ出し、灯油入れ、電球の交換など、近所宅の簡単な手伝いを行う志っ祭りサポート隊の養成を推進します。	役社 場協
5. ボランティアのニーズ把握と情報提供	ボランティアセンターにおいて、ボランティアニーズの把握に努めるとともに、ホームページ等を通して情報提供を行うなど、コーディネート機能の充実を図ります。	役社 場協

【基本目標2】 地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、公的サービスでは対応できない課題について、住民がお互いに助け合う関係が求められています。

区や各種団体、福祉関係者などの連携による日常的な見守り活動を推進します。住民が抱える課題に対して、地域で解決できるように日頃の支え合いを推進するとともに、災害時においても住民同士の安否確認や避難支援ができる体制づくりを推進します。

基本項目③ 地域ネットワークづくりの推進

住民がお互いに助け合う地域づくりのためには、区や各種団体などが連携して地域ぐるみで取り組むことが重要です。

そこで、区を中心とした地域ネットワークの構築を推進するとともに、地元事業者と協力して地域の見守りを推進します。

取り組み	内 容	担い手
1. 区を中心としたネットワークの構築	区と民生委員・児童委員、老人福祉員などが連携し、情報を共有して要援護者の把握に努めます。また、老人クラブや女性団体、青・壮年団などの各種団体やボランティアなどと広く連携したネットワークづくりを推進します。日頃の交流を通して、世代を超えた住民同士のふれあいを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体
2. 隣近所のできる見守りや支援の推進	隣近所における日頃の見守りやちょっとした声かけによる安否確認を推進します。住民が抱える課題を地域で共有し、ゴミ出しや電球の取替えなど、日常生活上の課題に対しては地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体
3. 事業者の協力による見守り支援体制の構築	郵便局や新聞配達、牛乳配達、電気・水道の検針員といった住民の生活に身近な事業者と協力して、一人暮らしや高齢者世帯などの見守り体制の強化を図り、異変を感じた場合は、役場や社会福祉協議会などへ連絡できるような体制づくりに努めます。	住 民 福祉関係者・団体 事業者 役場 協 会

基本項目④

災害時の支援体制の構築

近年、国内では豪雨や台風などによる大規模な自然災害が頻発し、災害発生時の対応について住民の関心が高くなっています。一方で、避難方法や支援体制について、不安を感じている人も多いと思われます。災害発生時の対応は、行政を中心に区や消防団、民生委員・児童委員など幅広い関係者の連携が重要になります。

自主防災組織などが地域で行う避難訓練への積極的な参加を促進するとともに、災害発生時において、住民同士の安否確認や避難支援ができる体制づくりを推進します。

取り組み	内 容	担い手
1. 自主防災組織などによる避難訓練への参加	地域における避難訓練への積極的な参加を促し、災害発生時の避難方法や避難ルートなどを住民自身が把握して、自分の身は自分で守る自助力の向上及び避難や支援における課題を住民が共有して、災害に備える取り組みを推進します。	住 民 地域組織
2. 住民同士の安否確認や避難支援体制の構築	災害発生時において、地域で隣近所の安否確認や避難支援ができる体制づくりを推進します。高齢者や障がいのある人など要支援者に対しては、役場が作成した避難行動要支援者名簿を活用して、迅速な避難支援ができるように努めます。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 役 場 社 協
3. 災害発生後の生活支援	災害発生後に、避難所や仮設住宅に避難した人や在宅生活を続ける要支援者に対して、役場をはじめ関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会などが連携して定期的な安否確認、必要とするサービス提供の維持、心身両面の支援ができる体制づくりを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 事 業 者 役 場 社 協

基本項目⑤

子育て支援体制の充実

少子化・核家族化など家族形態の変化に伴い、子育てに関する不安や悩みを抱える人がいて、児童虐待に至るケースが懸念されます。

そこで、児童委員・主任児童委員の活動内容を周知して、身近な相談窓口となるとともに情報提供を行うことで、子育てに関する不安や悩みの解消に努めます。また、学校・児童委員・社会福祉協議会の連携を強化し、子育て支援の充実に努めます。

取り組み	内 容	担い手
1. 児童虐待の防止	関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークの機能強化を図り、児童虐待の予防及び早期発見に向けて、地域全体で見守る体制づくりを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 事業者 役 場 社 協
2. 児童委員の活動内容の周知	児童委員・主任児童委員の役割や活動内容を周知して、身近な相談相手として適切な助言ができるよう支援します。子育て世帯への訪問を通じて状況の把握に努め、子育てに関する不安や悩みの早期解消を図ります。	福祉関係者・団体 役 場 社 協
3. 学校と関係機関の連携強化	学校や保育園と児童委員・主任児童委員が、懇談会などを通じて連携の強化に努めます。また、社会福祉協議会が個人情報などを踏まえ、仲介・調整機関として積極的な支援や情報提供を行うことで、学校と家庭との両面から子育て支援を推進します。	住 民 福祉関係者・団体 社 協

基本項目⑥

地域福祉活動の推進

地域の住民が主体的に実施・運営するサロン活動やボランティア活動を推進します。また、地域の人々が気軽に集える場所づくりや、地域の人々の交流活動を推進します。住民同士のふれあいを深めるため、世代間交流や地域行事への参加を促進します。

取り組み	内 容	担い手
1. そくさい会の充実	小地域で実施される「そくさい会」の活動を支援し、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を図るとともに、ボランティア活動の場や世代間交流の場としての活動を推進します。また、未実施の地区については、実施に向けて積極的な支援に努めます。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
2. 地域福祉推進チームの支援	民生委員・児童委員を中心に、老人福祉員、保健推進員、老人保健ビジター、食生活改善推進協議会などが連携して、地域の高齢者に対して各種サービスの提供を行う地域福祉推進チームの活動を支援します。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
3. サロン活動や交流活動の支援	高齢者、障がいのある人、幼児や児童などとの交流やふれあいを推進するため、地域の人たちが気軽に集える場所づくりや、地域で独自に取り組んでいる交流活動を支援します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 社 協
4. 世代間交流の推進	園児や児童・生徒、青・壮年団、老人クラブなどの交流事業や、地域の祭りや公民館行事への積極的な参加を推進します。世代を超えた交流を行うことで、お互いに顔の分かる地域のふれあいづくりを促進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体
5. 地域行事への参加促進	公民館や各種団体が実施している事業を広く周知して、より多くの住民が地域での活動に参加できるように呼びかけます。参加しない人に対しては、友人・知人などが声かけをして一緒に参加するなど、参加しやすい環境づくりを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体

【基本目標3】 相談・支援づくり

誰もが地域において安心して生活できるよう、情報提供体制を充実し、気軽に相談できる仕組みや関係機関の連携強化に努めます。

基本項目⑦ 気軽に相談できる窓口づくり

日常生活を送るうえで、誰もが何らかの不安や困りごとを抱えることがあります。気軽に相談できる相手がいれば、地域の中で安心して暮らしていくことができます。

そこで、民生委員・児童委員の活動内容を周知して、身近な相談相手として迅速に課題を把握できる体制を推進します。また、総合相談所などの窓口機能の充実を図るとともに、相談員研修を実施して適切な助言ができるように努めます。

取り組み	内 容	担い手
1. 民生委員・児童委員の活動内容の周知	民生委員・児童委員の役割や活動内容を周知して、住民にとって身近な相談相手として適切な助言ができるよう支援します。住民に対して福祉サービスに関する情報提供や、役場や関係機関との連絡調整を行うことで、課題の早期解決を図ります。	福祉関係者・団体 役 場 社 協
2. 地域の相談窓口の設置	民生委員・児童委員をはじめ、区などの小地域で相談を受け付けて、関係機関へつなぐ役割を担う人や場所づくりを推進します。住民に身近で相談しやすい窓口を置くことで、地域の課題の早期発見・早期解決を図ります。	地域組織 福祉関係者・団体 社 協
3. 総合相談所の窓口機能の充実	総合相談所の周知や障がい者福祉相談、ひとり親家庭相談など各種の相談窓口との連携を図り、適切な指導及び支援または専門機関へつなぐことができるよう、窓口機能の充実を図ります。	役 場 社 協
4. 相談員研修の推進	総合相談員や相談受付の担い手となる人の資質向上を図り、適切な対応と助言ができるよう、相談員を対象とした研修を推進します。	社 協

基本項目⑧

関係機関の連携強化

地域で安心して生活していくためには、保健・医療・福祉の各サービスを適切に利用できることがとても重要です。

そこで、関係機関が連携して迅速なサービス提供を図るとともに、地域包括支援センターとの連携により総合的なサービス提供を図ります。

取り組み	内 容	担い手
1. 保健・医療・福祉関係機関の連携強化	保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、情報交換を密にしながら、より良いサービスの提供や迅速なサービスの提供を推進するとともに、要支援者に対して適切なサービスが提供されるよう努めます。	事業者 場協 社 協
2. 地域包括支援センターとの連携強化	高齢者の介護・福祉・健康・医療などを総合的に支えるための活動をしている地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者が抱える様々な問題の解決に向けて協力して取り組みます。併せて、関係機関との連携により、きめ細かい、切れ目のないサービスの提供を推進します。	福祉関係者・団体 事業者 場協 社 協

基本項目⑨

社会福祉協議会の機能強化

広報誌やホームページを通じて、社会福祉協議会の活動を広く住民に周知するとともに、福祉に関する情報の提供に努めます。

役場をはじめ、地域住民や様々な関係機関との連携・協働により、住民の福祉ニーズに合わせた効果的な事業を実施していくために、人材育成や資質向上など組織体制の強化を図ります。

取り組み	内 容	担い手
1. 広報誌「しかふくし」やホームページの充実	広報誌「しかふくし」やホームページを通じて、社会福祉協議会の活動内容の周知や福祉に関する情報を提供することで、地域福祉への住民参加を促進します。	社 協
2. 福祉ニーズの把握と社会福祉協議会の役割の明確化	アンケートや各種団体との連携を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めます。地域住民や役場、関係機関と連携しながら社会福祉協議会が担う役割を明確にして、住民参加を推進しながら住民のニーズに合わせた事業や効果的な事業の展開を図ります。	社 協
3. 専門性を高めるための人材育成	より高度な社会福祉を推進していくため、専門性の高い人材の育成や継続的な研修の実施など、福祉の人材育成と資質向上を図ります。	社 協

参 考 資 料

◇ 策定委員会委員名簿	15
◇ 計画の策定経過	15
◇ 策定委員会設置要綱	16
◇ 社会福祉法（抜粋）	17
◇ 用語の説明	18

策定委員会委員名簿

(敬称略)

職	氏名	所属機関	区分
委員長	松本力藏	志賀町民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の推薦者
副委員長	山本万智子	志賀町ボランティア連絡協議会	NPO・ボランティアの推薦者
委員	大正路哲郎	志賀町区長会	区長会の推薦者
委員	前繁男	社会福祉法人ますほ会	社会福祉を目的とする事業を経営する者
委員	干場昌明	志賀町老人クラブ連合会	社会福祉に関する活動を行う者
委員	太田勉	志賀町心身障害者福祉協会	
委員	島田俊朗	志賀町校長会	教育に関係のある者
委員	藤井専	志賀町健康福祉課	福祉行政職員
委員	平野雅巳	志賀町住民課	
委員	佐々木善基	司法書士	学識経験者
委員	中山謙司	志賀町公民館連絡協議会	その他会長が必要と認める者
委員	寺口優美子	志賀町女性団体協議会	

計画の策定経過

年月日	会議名等	内容
令和元年11月28日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員長・副委員長の選任 概要説明 行政計画との関連 第1次計画の概要 現状の課題把握 今後の日程
令和2年3月4日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定にあたって 計画の基本的な考え方 施策の展開
令和2年3月6日 ～ 3月18日	パブリックコメントの実施	第2次計画（素案）について、住民より意見公募
令和2年3月23日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画（案）について
令和2年3月26日	志賀町社会福祉協議会理事会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画の承認

第2次志賀町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(令和元年9月1日施行)

(目的)

第1条 社会福祉法第109条に規定する地域福祉の推進を図るため、住民組織や公的な社会福祉事業関係機関・団体等の参加を得ながら、これらの総意に基づく総合的な活動計画を策定するため、第2次志賀町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、志賀町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて地域福祉活動計画を策定するものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員協議会の推薦者
 - (2) 区長会の推薦者
 - (3) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
 - (4) NPO・ボランティアの推薦者
 - (5) 社会福祉に関する活動を行う者
 - (6) 教育に関係のある者
 - (7) 福祉行政職員
 - (8) 学識経験者
 - (9) その他会長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和元年9月20日から令和2年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で辞任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(費用弁償)

第5条 委員には委員会1回につき1,000円の費用弁償を支給する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、志賀町社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

用語の説明

【あ行】

- **NPO (Non Profit organization)**

ボランティア団体や住民団体など、営利を目的としない社会貢献活動を行う民間団体の総称。

【か行】

- **介護保険**

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み。

- **共助**

介護保険に代表される社会保険制度及びサービス。

- **共同募金**

共同募金の目的は、誰もがしあわせに暮らせるまち、お互いに助け合える関係をつくることであり、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の2種類がある。募金は、それぞれの地域の実情に沿った地域福祉活動に使われている。

- **ケアマネジャー**

介護支援専門員の通称。介護の必要な高齢者や障がい者などが、在宅あるいは施設で適切なサービスを利用できるよう、事業者や施設などと連絡・調整し、ケアプランの作成などを行う専門職。

- **傾聴ボランティア**

話し相手の気持ちに寄り添い、話をじっくり聴くことで、相手の心を癒し、孤独や不安を軽減させる手助けをするボランティア。

- **公助**

地域では解決できない問題を、国や県、自治体が支援すること。

- **互助**

個人や家庭では解決できない問題を、地域の中でお互いに助け合うこと。

【さ行】

- **災害時要援護者**

災害時において必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることに支援を要する人。一般的には、寝たきりなどの高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人などをいう。

- **サロン活動**

閉じこもり防止・仲間づくりの場として、地域を拠点に住民とボランティアがともに集い、多様な内容で展開されている活動。

- **自主防災組織**

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、災害時に備えて自主的に結成する防災組織。

- **志っ賀りサポート隊**

在宅の高齢者等に対して、ごみ出しや話し相手などの簡単な生活支援を行う、身近な住民による有償ボランティア。

- **自助**

身の回りで起こる問題を、個人や家庭の努力で解決すること。

- **社会的包摂**

社会的な援護を要する人々は、心身の障がい・不安、社会的排除や摩擦、社会的孤立や孤独といった問題を重複的に抱えている場合が多い。そのうえで、人々の「つながり」の再構築を通じて、孤立化し排除された人々を社会の構成員として「包み支え合う」取り組み。

- **社会福祉協議会（社協）**

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする民間の団体。全国、都道府県、市町村ごとに設置され、地域の住民や施設などの福祉関係者、関係機関などと連携し、様々な活動を行う。

- **小地域ネットワーク活動**

小地域を単位として、要援護者一人一人に近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開するもの。

- **主任児童委員**

民生委員・児童委員として委嘱されている人の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する。

- **生活福祉資金貸付事業**

低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業。

- **成年後見制度**

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、家庭裁判所による法定後見人を選定し、財産管理や身上監護などを行う制度。

- **そくさい会**

地域の住民やボランティアが、高齢者の閉じこもり防止と介護予防を図るため、住民相互の支え合いによって行われるサロン活動。

【た行】

- **地域包括支援センター**

地域住民の心身の健康の保持や生活の安定、保健・医療の向上、福祉の増進のために、介護予防ケアマネジマントや総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントなどを担う地域の中核機関。

- **出前ぼらんていあ**

福祉意識の高揚を図ることを目的として、小中学校や高校において福祉体験講座などの福祉教育を行う事業。

【な行】

● ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通に生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそが自然な状態であるという考え方。福祉の最も重要な理念。

【は行】

● バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活を送っていくうえで、障壁となるものを取り除くこと。道路や建物の段差解消や手すり、スロープの設置などの物理的な障壁のほか、制度的、心理的な障壁も含まれる。

● 福祉教育

「ふだんの 暮らしの しあわせ」を実現させるための営みである福祉を学ぶための教育。すべての人々が、ともに支え合い、ともに生きる力を育むための教育でもある。

● 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続きや利用料の支払いに関することなど、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う制度。

● ボランティア

他人や社会のために、報酬等を求めずに自発的な善意の意志で行う活動。

● ボランティアセンター

ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としての機関。社会福祉協議会に設置されている。

● ボランティア連絡協議会

地域住民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動をしている個人や団体などが相互に連携し情報交換を行うなど交流を深め、地域におけるボランティア活動の活性化と地域福祉の向上を目的とする会。

【ま行】

● 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき設置され、児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。都道府県知事の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱する。常に地域に密着し、住民の立場に立って、地域の住民や関係機関と連携し、ボランティアとして自発的・主体的に、相談や情報提供、連絡通報、調整などの活動を行う。

【や行】

● ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方。

【ら行】

● 老人福祉員

一人暮らし高齢者の安否確認や民生委員への情報提供などを行う人。

第2次志賀町地域福祉活動計画

発行年月：令和2年3月

発行：社会福祉法人 志賀町社会福祉協議会

〒925-0498 石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地

電話 0767-42-2545

FAX 0767-42-2305

URL <http://www.scnet.tv/~s-shakyo/>

E-mail s-shakyo@scnet.tv